R02－154

佐本地発第５３号
令和２年３月17日

各　部　長
各参事官　殿
各所属長

保　存	5年（令和7年3月31日まで）
有　効	令和７年３月31日まで
指導係	

佐賀県警察本部長

職務質問技能伝承の更なる推進について（通達）

県下の犯罪情勢は、刑法犯認知件数が５年連続で戦後最小値を更新するなど、治安情勢に一定の改善が見受けられるところである。一方で、近年、若手警察官の占める割合の増加に伴い、地域警察官の現場執行力の低下、とりわけ、その手段となる職務質問技能の低下が懸念されているところである。こうした現状から、地域警察官の職務質問技能伝承の取組については、今後、更に推進していく必要がある。

関係所属にあっては、職務質問指導体制等の現状と課題を確認した上で、職務質問技能伝承の更なる推進に努められたい。

記

１　推進事項

地域警察官全体の職務質問技能の向上を図ることを目的に、次に掲げる取組を重点として推進するものとする。

(1)　職務質問技能指導班の体制の確保

地域警察官の職務質問技能伝承を効率的かつ効果的に推進するため、生活安全部地域課（以下「本部地域課」という。）に設置している職務質問技能指導班（以下「指導班」という。）は、広域技能指導官又は技能指導官（以下「技能指導官等」という。技能指導官等の指定がない場合は、技能指導員でも可とする。）を核とする職務質問技能指導者及び指導班の業務に従事している者で編成し、専従の職務質問技能指導者が職務質問技能指導を行える体制を確保すること。

(2)　体系的かつ段階的な職務質問技能伝承体制の構築等

職務質問技能指導者及び同候補者の実務能力に応じて、職務質問技能指導者育成システム（別紙１参照）を効果的に活用し、積極的に職務質問技能指導者の育成に取り組むものとする。また、体系的かつ段階的に（別紙２「職務質問技能伝承イメージ図」参照）職務質問伝承技能が行える体制の拡充整備等を推進すること。

(3)　職務質問技能指導者の人事管理及び業務管理の徹底

ア　地域警察官に対する職務質問技能伝承が効率的かつ効果的に行えるよう本部地域課及び職務質問技能指導者が配置された警察署は、職務質問技能指導者の活動実態等の把握及び必要な指導を行うとともに、一定の期間、地域警察官に対して職務質問技能伝承が行えるポストに配置して運用するなど、人事管理及び業務管理の徹底を図ること。

イ　職務質問技能は、将来にわたり伝承されていくべきものであることに鑑み、人事異動等を考慮し、予め幅広く後任候補を選定し、関係部門との連携・調整を図りながら計画的な育成を図ること。

(4)　指導対象者のニーズ等に応じた効果的な指導教養の実施

ア　職務質問技能伝承に当たっては、県下の地域性や犯罪情勢等を考慮した技能伝承を行うとともに、講義等により効果的に職務質問技能伝承を行う集合教養、ロールプレイング方式による実戦的指導及び実際の現場における実戦指導について、指導対象者のニーズ、経験及び技能に応じた指導教養を行うほか、各種指導教養の効果について分析・検証を行うなど、効果的な職務質問伝承に向けた取組に留意すること。

イ　実戦的な教養に際しては、各捜査部門のノウハウを理解させるため、職務質問技能指導者だけで行うのではなく、人材育成を担当する警務部門及び各捜査部門と連携したロールプレイング方式の指導を行うなど、指導対象者の現場執行力向上に繋がる効果的な指導教養を実施すること。

(5)　教養資機材の活用

効率的な職務質問技能伝承を行うため、職務質問技能指導者の経験・知識、時宜を捉えた失敗事例、職務質問のポイント等を内容とし、受講者が職務質問を実践する上で活用が容易な教養資機材の作成・活用に努めること。